

第1章 計画策定にあたって



1 計画策定の趣旨

近年、子どもたちや子育て家庭を取り巻く社会環境は大きく変化しています。少子高齢化や核家族化の進行で価値観や生活環境に変化が生じ、子どもたちと地域社会とのつながりが希薄化しています。

また、それらを起因とした児童虐待や貧困家庭等の増加など、解決すべき子育て家庭の課題が社会問題となっています。

さらにSNSが社会で定着したことで、コミュニケーションのあり方が変化し、不登校の増加、ひきこもり、子育て家庭の孤立、格差拡大等の新たな社会的問題も顕在化しています。

近年の主な国の動き

年	国の動向
令和2年 (2020)	第4次少子化社会対策大綱の閣議決定（5月29日）
	新子育て安心プランの公表（12月21日）
令和3年 (2021)	こども政策の新たな推進体制に関する基本方針
	～こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設～ の閣議決定（12月21日）
令和5年 (2023)	こども基本法の施行（4月1日）
	改正子ども・子育て支援法の施行（4月1日）
	子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部改正（4月1日）
	こども家庭庁設置法の施行（4月1日）
	改正子ども・若者育成支援推進法の施行（4月1日）
	こども大綱の閣議決定（12月22日）
令和6年 (2024)	改正児童福祉法の施行（4月1日）
	子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の成立（6月5日）
令和7年 (2025)	妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業の創設（4月1日）
	こども誰でも通園制度を地域子ども・子育て支援事業に位置付け （4月1日）
	産後ケア事業の提供体制の整備（地域子ども・子育て支援事業に位置付 け）（4月1日）
	経営情報の継続的な見える化の実現（4月1日）
	子ども・子育て拠出金にかかる見直し（4月1日）
	出生後休業支援給付・育児時短就業給付の創設（4月1日）
	子ども・子育て支援特別会計の創設（4月1日）

国の動向をみると、国は令和5年4月に、「子ども・子育て支援法」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」、「子ども・若者育成支援推進法」等を包含する基本法として、こども基本法が施行されました。また、同年4月に、「こども家庭庁」が発足し、同年12月には、こども基本法の理念に基づき、こども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定され、「こどもまんなか社会」の実現に向けて動き出しています。

明和町（以下「当町」という。）では、「子ども・子育て支援法」に基づき、平成27年3月に「子どもが 親が 地域が 共に育ち 育て合うまち」を基本理念とした『明和町子ども・子育て支援事業計画 すくすく めいわ 2015』を、そして令和2年3月に、子どもの最善の利益が実現できる社会を基本理念に「親と子が共に喜び 共に育ち 輝き続ける まち」を目指した『第2期明和町子ども・子育て支援事業計画 すくすく めいわ 2020』を策定し、家庭や地域、関係者・関係団体と連携しながら、社会全体で支援に取り組んできました。

2 計画の性格・位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、すべての子どもの良質な育成環境を保障し、子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、子ども・子育て支援関連の制度・財源を一元化して、新しい仕組みの構築を目指すものです。

また、同時に、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「市町村行動計画」である「めいわ子育てサポートプラン（明和町次世代育成支援行動計画（後期計画）」を引き継ぐ計画として位置づけ、次世代育成支援対策の内容を包括するものとし、「市町村子ども・子育て支援事業計画」と「市町村行動計画」を一体的に策定しています。

なお、本計画は、当町のまちづくりの指針となる「第7次明和町総合計画」を最上位として、その下位計画に位置づけられ、明和町における子ども・子育て支援に関する総合的な計画となっています。また、教育・健康・福祉などの各種計画との整合を図るとともに、その他の分野の個別計画との連携も図っていきます。

子どもを生み、育てやすい住環境をつくり出すとともに、子どもが健やかに、いきいきと成長していけるよう、当町の子育て支援施策を総合的に推進していくための計画となっています。

3 計画の対象

本計画は、町内のおおむね 18 歳未満のすべての子どもとその家庭、地域住民を対象とします。子ども・子育て支援法では、「子ども」とは満 18 歳未満とされていますが、施策の内容により、必要に応じて対象年齢に幅を持たせるなど柔軟な対応を行うものとします。

なお、次代の親づくりという視点から、一部施策については、今後親となる若い世代も対象とします。

また、社会全体で子育てを支援する視点から、子育て支援を行政と連携して行う事業者、企業、地域住民・団体など地域社会を構成するすべての人も対象とします。

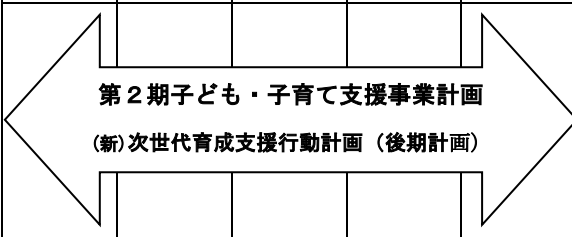
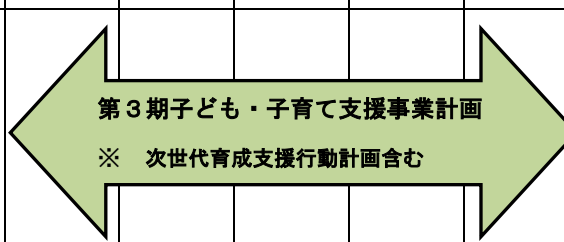
4 計画の期間

子ども・子育て支援法では、市町村は5年を1期として「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定するものとされています。

また、次世代育成支援対策推進法では、5年を1期として「市町村行動計画」を策定することができるかとされています。

以上のことから、本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

なお、上記期間中においても、上位法規の改正や当町における施策の変更など必要が生じたときは、それに応じて変更・付加等を行うこととします。

令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
 <p>第2期子ども・子育て支援事業計画 (新)次世代育成支援行動計画(後期計画)</p>									
				<p>計画 策定</p>	 <p>第3期子ども・子育て支援事業計画 ※ 次世代育成支援行動計画含む</p>				

5 計画策定の体制

(1) 明和町子ども・子育て会議の設置

この計画を策定するにあたっては、子ども・子育て支援法第72条第1項の規定に基づく、「明和町子ども・子育て会議」を設置し、委員からの意見を聴取する中で、計画策定に反映しました。

なお、この会議は、町民の意見が広く反映されるように、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者、子ども・子育て支援事業に従事する者、教育・保育関係者、子どもの保護者、労働者を代表する者など15名の委員で組織しています。

(2) アンケート調査（ニーズ調査）の実施

当町では、子育て支援施策のニーズを把握するため、令和6年9月初旬から10月末日にかけ、町内に住んでいる18歳未満の児童の保護者に対して、「子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。この調査結果に基づき、計画の策定に取り組みました。

6 計画の名称

本計画の名称を「第3期 明和町子ども・子育て支援事業計画 すくすくめいわ2025〈令和7年度～令和11年度〉」としました。

7 制度改正のポイント

(1) 子ども・子育て支援法改正による国の基本指針について

子ども・子育て支援法に基づく基本指針は、「子ども・子育て支援事業計画」において、教育・保育の提供体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項並びに計画の記載事項等を定め、それにより、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供する体制の整備その他法に基づく業務の円滑な実施が計画的に図られるようにすること等を目的としています。

第3期の「子ども・子育て支援事業計画」策定に伴う基本指針の主な改正点は以下のようになっています。

■主な改正点

○妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業について

妊娠期からの切れ目ない支援を行う観点から、子ども・子育て支援法に妊婦のための支援給付を創設するとともに、児童福祉法に妊婦等包括相談支援

事業が創設されました。

市町村は、妊婦等包括相談支援事業等の支援を効果的に組み合わせて行うことが子ども・子育て支援法に規定され、基本指針への位置付けを行うとともに、市町村子ども・子育て支援事業計画において量の見込み（事業需要量）を設定することとなりました。

○児童発達支援センター等に関する事項について

児童福祉法等改正法において、児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことを明確化したことを踏まえ、市町村子ども・子育て支援事業計画において、障害児支援の体制を整備するに際し、関係者が連携・協力して地域社会への参加及び包摂（インクルージョン）を推進すること等が規定されました。

○乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について

保育所等に通っていないこどもへの支援を強化する観点から、新たに「乳児等のための支援給付」が創設されました。

改正子ども・子育て支援法により、新たに定義された乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、基本指針への位置付け等が行われました。

○経営情報の継続的な見える化について

改正子ども・子育て支援法により規定された、教育・保育等情報及び特定教育・保育施設設置者等の経営情報（経営情報の集計・分析とその結果、施設・事業者の類型、経営主体の類型、地域区分の設定、人件費や人件費比）の継続的な見える化（公表に努める）について、基本指針に位置付け等が行われました。

○産後ケア事業について

産後ケア事業が子ども・子育て支援法の地域子ども・子育て支援事業として位置付けられ、国・都道府県・市町村の役割分担が明確化されました。

市町村は基本指針に基づき市町村事業計画を作成し、量の見込みと提供体制の確保の内容等を定め、産後ケア事業等実施時における留意点の規定等を行うことが規定された。

(2) 児童福祉法等の改正について

これまでも児童虐待防止や各種の地域子ども・子育て支援事業が推進されてきましたが、児童の権利擁護が図られた家庭及び養育環境の支援を強化するた

め、令和6年4月1日に「児童福祉法等の一部を改正する法律」が施行されました。児童福祉法改正における主なポイントは、包括的な子育て支援強化、虐待防止・児童相談所の体制強化、18歳以上の自立支援の強化となっています。

■主な改正内容

○包括的な子育て支援強化

各市町村は、児童福祉及び母子保健が協力し、包括的な支援を行う「こども家庭センター」や、身近な子育て支援の場における相談機関設置など、包括的な相談支援等を行う施設の整備に努めるよう明記されました。

また、市町村における子育て家庭への支援の充実等を図るため、地域子ども・子育て支援事業に新たに①子育て世帯訪問支援事業、②児童育成支援拠点事業、③親子関係形成支援事業が創設されました。

○虐待防止・児童相談所の体制強化

要保護児童等への包括的かつ計画的な支援の実施が市町村業務に追加されました。

○18歳以上の自立支援の強化

これまで児童養護施設の児童は原則18歳になると退所することが定められていましたが、年齢による一律の利用制限ではなく、必要に応じ22歳まで延長し、施設や里親の元で育った若者たちを支援する拠点を設置する事業を創設するよう定められました。

(3) 次世代育成支援対策推進法に係る計画策定指針の改正について

次世代育成支援対策推進法は令和7年3月までの時限法でしたが、急速な少子化の進行等を鑑み、令和17年3月まで延長されることになりました。

今回の改正を踏まえ、市町村は、国の行動計画策定指針に基づき、市町村行動計画を策定する必要が生じました。

■主な改正点

○「男性の育休取得率や勤務時間に関する数値目標の設定」義務付け

○産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保